

No.12 予算・決算特別委員会の分科会における正副委員長の発言機会の確保について

【提案趣旨】

現在、予算・決算特別委員会の委員長及び副委員長は、先例により分科会に所属しないこととなっているため、所管の分科会において質疑を行うことはできない。

正副委員長は、中立公平に委員会を運営する立場ではあるが、委員の一人として、分科会においても発言を認めることとしてはどうか。

【他政令市の状況】

予算または決算特別委員会を設置し、分科会制で審査を行っている他政令市の状況

- (1) 正副委員長ともに質疑可能
6市（うち4市は決算のみ分科会制で審査）
- (2) 委員長は質疑不可（副委員長のみ質疑可能）
4市
- (3) 正副委員長ともに質疑不可
2市

【先例改正案】

北九州市議会先例新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
176 予算特別委員会及び決算特別委員会の委員長及び副委員長は、 <u>所属する常任委員会の所管分科会</u> に所属し、 <u>質疑を行うことができる</u> 。	176 予算特別委員会及び決算特別委員会の委員長及び副委員長は、分科会に所属しない。
177 予算特別委員会及び決算特別委員会の委員長及び副委員長は、 <u>全ての分科会</u> に出席し、会議の運営に関し発言することができる。	177 予算特別委員会及び決算特別委員会の委員長及び副委員長は、分科会に出席し、会議の運営に関し発言することができる。